

公益財団法人つなぐいのち基金
平成28年度 第8回 理事会議事録
(みなし決議による臨時理事会)

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 代表理事、副代表理事、常務理事の選任

第2号議案 一般社団法人 全国コミュニティ財団協会への入会の承認について

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 鶴居 由記衣

3. 理事会があったものとみなされた日 平成28年10月31日

4. 理事会議事録の作成に係る職務を行った理事 豊住吉弘

5. 理事現在数及び定足数 現在数 6名、定足数 4名 (監事 1名)

(電磁的記録による同意) 鶴居理事 清水理事 豊住理事 下村理事 村尾理事 篠原理事
安藤監事 増田監事

6. 会議の概要

第1号議案 代表理事、副代表理事、常務理事の選任

平成29年3月23日 評議員会における理事選任の議案の承認を受け、議長 鶴居由記衣代表理事より、業務執行理事である代表理事、常務理事、および副代表理事の選任について諮ったところ、審議の結果、次のとおり選任することを電磁的方法にて出席理事全員一致で可決した。

<候補者> 代表理事：鶴居由記衣、副代表理事：清水祐孝、常務理事：豊住吉弘

※ 役職名のこれまでの副理事長を副代表理事に変更する。

第2号議案 一般社団法人 全国コミュニティ財団協会への入会の承認について

電磁的方法にて出席理事全員一致で可決した。

平成29年3月24日、代表理事 鶴居由記衣が理事の全員に対して、上記の理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、平成29年3月28日、理事の全員から電磁的方法により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条、および 公益財団法人つなぐいのち基金 定款 第33条3項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記の通り、理事会の決議の省略を行ったので、当該理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び同法施行規則第62条において準用する第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成した。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成29年3月28日

公益財団法人つなぐいのち基金

代表理事 鵜居 由記衣

監事 安藤 算浩

議事録作成者 常務理事兼事務局長 豊住 吉弘